

◎新潟県告示第1075号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）柴橋地区確定測量）
- 2 作業期間 平成24年8月13日から平成25年2月8日まで
- 3 作業地域 胎内市 柴橋、八田、寅田、中条、長橋、小舟戸、船戸、大塚、東川内、城塚、塩津、  
弥彦岡 地内